

令和2年11月5日
香川県鳥インフルエンザ対策本部

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認 及び「香川県鳥インフルエンザ対策本部会議」の開催について

本日、本県三豊市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

これを受け、香川県は、本日8時30分から、香川県鳥インフルエンザ対策本部会議を開催します。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家さん等の移動を自粛しています。

なお、日本では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

1. 農場の概要

所在地：香川県三豊市

飼養状況：採卵鶏（約33万羽）

2. 経緯

- (1) 令和2年11月4日(水)、当該農場管理者から西部家畜保健衛生所西讃支所に「死亡羽数の増加」との連絡がありました。
- (2) 同日、西部家畜保健衛生所西讃支所が立入検査を行い、簡易検査を実施したところ、13羽中11羽(死亡鶏11羽中11羽、生存鶏2羽中0羽)の陽性を確認しました。
- (3) 昨日から、東部家畜保健衛生所において遺伝子検査を行い、本日判明した結果を農林水産省に送付したところ、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

3. 今後の対応

本日8時30分から、「香川県鳥インフルエンザ対策本部会議」を開催し、今後の防疫措置について速やかに検討するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- (1) ① 当該農場の飼養家さんの殺処分及び焼却又は埋却、
② 農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
③ 半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。

4. 香川県鳥インフルエンザ対策本部会議の開催

日 時：令和2年11月5日（木） 午前8時30分～

場 所：県庁12階 大会議室

議 題：（1）高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について
（2）防疫措置について

参集範囲：香川県鳥インフルエンザ対策本部

本部長（知事）

副本部長（副知事）

本部員（審議監、政策部長、総務部長、知事公室長、危機管理
総局長、環境森林部長、健康福祉部長、商工労働部長、交流推
進部長、農政水産部長、土木部長、教育長、警察本部長）

事務局（農政課、畜産課）

出席者：約25名

5. その他

- （1）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- （2）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。